

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 7 月 3 日
【会社名】	CBグループマネジメント株式会社 (旧会社名 中央物産株式会社)
【英訳名】	CB GROUP MANAGEMENT Co., Ltd. (旧英訳名 CHUO BUSSAN CORPORATION) (注)平成28年 6 月29日開催の第68期定時株主総会の決議により、平成28 年10月 1 日付で会社名及び英語名を上記の通り変更いたしました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 児島 誠一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目 2 番 3 号
【電話番号】	03 (3796) 5075
【事務連絡者氏名】	総務部 斎野 勝浩
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目 2 番 3 号
【電話番号】	03 (3796) 5075
【事務連絡者氏名】	総務部 斎野 勝浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第69期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社は、平成29年10月1日付で、当社普通株式5株を1株に併合する。

第2号議案 定款一部変更の件

- 1) 株式併合に伴う、第6条（発行可能株式総数）及び第7条（単元株式数）について所要の変更をする。
- 2) 平成29年10月1日付で効力が発生する旨の附則を設ける。

第3号議案 取締役（監査等委員である者を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く）として、児島誠一郎、原 幸男、清水大雄、提坂直弘、及び小木曾直美を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松島淑雄、臼井義真、及び羽田研司を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、小野寺壽雄を選任する。

第6号議案 監査等委員である取締役に対し役員退職慰労金贈呈の件

当社の定める一定の基準に従い相当額範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議によることに一任する。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任取締役に対し当社の定める一定の基準に従い相当額範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任する。

また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役及び監査等委員である取締役に対し、それぞれの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の定める一定の基準に従い相当額範囲内で打ち切り支給することとし、支給の時期は、各取締役及び各監査等委員である取締役の退任時とし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役分については取締役会に、監査等委員である取締役分については監査等委員である取締役の協議によることとする。

第8号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

当社及び当社の主要グループ会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	7,430	0	0	(注)1	可決 100.00%
第2号議案	7,430	0	0	(注)1	可決 100.00%
第3号議案					
児島 誠一郎	7,382	48	0	(注)2	可決 99.35%
原 幸男	7,430	0	0		可決 100.00%
清水 大雄	7,430	0	0		可決 100.00%
堤坂 直弘	7,430	0	0		可決 100.00%
小木曾 直美	7,430	0	0		可決 100.00%
第4号議案					
松島 淑雄	7,406	24	0	(注)2	可決 99.68%
臼井 義眞	7,358	72	0		可決 99.03%
羽田 研司	7,406	24	0		可決 99.68%
第5号議案					
小野寺 壽雄	7,430	0	0	(注)2	可決 100.00%
第6号議案	7,403	27	0	(注)2	可決 99.64%
第7号議案	7,405	25	0	(注)2	可決 99.66%
第8号議案	7,405	25	0	(注)2	可決 99.66%

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要です。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成が必要です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席をした株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上